

最高人民法院による
技術契約紛争事件審理の法律適用における
若干問題に関する解釈

2004年12月16日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈

(2004年11月30日最高人民法院裁判委員会第1335回会議において可決
2004年12月16日最高人民法院公布)
法釈[2004]20号

技術契約紛争事件を正確に審理するために、「中華人民共和国契約法」、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国民事訴訟法」等の法律の関係法規に基づき、審理の実践と結びつけ、関連問題について、ここに以下の解釈を定める。

一、一般規定

第一条 技術成果とは、科学技術の知識や情報、経験を用いて作り出された製品、技術、材料及びその改良に関する技術考案を指し、特許、特許出願、技術秘密、コンピュータソフトウェア、集積回路配置図設計、植物の新種等を含む。

技術秘密とは、大衆に知られておらず、商業的価値を具え、且つ権利者が秘密保持措置を行っている技術情報を指す。

第二条 契約法第三百二十六条第二項にいう「法人又はその他の組織の任務を執り行う」とは以下の職務を含む。

(一) 法人又はその他の組織の部署における職責の履行、又は与えられたその他の技術開発任務を担当すること。

(二) 離職後1年以内に引き続き従来の法人又はその他の組織の部署における職責又は与えられた任務と関係する技術開発業務に従事すること。但し、法律、行政法規に別途規定がある場合を除く。

法人又はその他の組織とその従業員の間で、在職期間又は離職後に完成した技術成果の權益について約定がある場合は、人民法院は約定に基づいて認定しなければならない。

第三条 契約法第三百二十六条第二項にいう「物質的技術条件」には、資金、設備、器材、原材料、未公開の技術情報及び資料等を含む。

第四条 契約法第三百二十六条第二項にいう「法人又はその他の組織の物質的技術条件を主として利用する」とは、従業員が技術成果の研究開発過程において、法人又はその他の組織の資金、設備、器材又は原材料等の物質的條件の全て又は大部分を利用し、且つこれらの物質的條件が当該技術成果の形成に実質的な影響を与えたものを含む。また当該技術成果の実質的な内容が法人又はその他の組織が未だ公開していない技術成果、段階的な技術成果の基礎の上に完成された場合も含む。但し以下の情況の場合を除く。

(一) 法人又はその他の組織が提供する物質的技術条件の利用について、資金返還又は使用料を納めることを約定した場合。

(二) 技術成果の完成後、法人又はその他の組織の物質的技術条件を利用して技術考案に検証やテストを行った場合。

第五条 個人が完成した技術成果で、従来所属していた法人又はその他の組織の職務任務に属し、又現在所属する法人又はその他の組織の物質的技術条件を主に利用したもので

ある場合、当該自然人が従来の所属先と現在所在している法人又はその他の組織の間で締結された協定に基づいて、権益を確定しなければならない。協定が成立していない場合は、当該技術成果の完成への貢献度に基づいて双方が合理的に享受する。

第六条 契約法第三百二十六条、第三百二十七条にいう技術成果を完成させた「個人」とは、技術成果に対して単独又は共同で創造的な貢献を行った者を指し、即ち技術成果の発明者又は設計者をいう。人民法院が創造的な貢献に対して認定を行う場合、関連の技術成果の実質的な技術構成を分析しなければならない。実質的な技術構成を提出し、且つ技術考案を実現した者を創造的な貢献を行った者とする。

資金や設備、材料、試験の条件を提供し、組織的な管理を行い、図面作成、資料整理、文献翻訳等のサポートを行った人員は技術成果を完成させた個人には含まれない。

第七条 民事主体資格を有さない科学研究組織が締結した技術契約で、法人又はその他の組織による授権又は認可を経たものである場合、法人又はその他の組織が締結した契約と見なし、法人又はその他の組織が責任を負う。法人又はその他の組織による授権又は認可を経していない場合、当該科学研究組織のメンバーが共同で責任を負うものとする。但し、法人又はその他の組織が当該契約によって利益を受ける場合、その受益範囲内で相応する責任を負わなければならない。

前項にいう民事主体資格を有さない科学研究組織とは、法人又はその他の組織が設立した技術開発研究、譲渡などの活動に従事するグループ、作業室等を含む。

第八条 製品生産又はサービス提供については、法に従って関係部門の審査・批准又は行政認可を経なければならないが、審査・批准又は行政認可を経していない場合でも、当事者が締結した関係する技術契約の効力に影響を及ぼさない。

当事者が前項にいう審査・批准又は行政認可の手続き義務について約定がないか又は約定が不明確である場合、人民法院は技術を実施する側に手続きを行うよう判決で命じなければならない。但し、法律、行政法规に別途規定がある場合を除く。

第九条 当事者の一方が詐欺の手段を用いて、現有の技術成果を研究開発目的として第三者と委託開発契約を締結してその研究開発費用を受領する又は同一の研究テーマについて前後して二者又は二者以上の委託人と委託開発契約を締結し、研究開発費用を重複して受領した場合、被害者が契約法第五十四条第二項の規定に基づいて契約の変更又は取消を請求した場合は、人民法院はこれを支持しなければならない。

第十条 以下の情状は、契約法第三百二十九条にいう「技術の違法独占、技術進歩の妨害」に該当する。

(一) 当事者の一方が契約目的の技術に基づいて新たな研究開発を行うのことに制限、又は改良された技術の使用を制限する又は、双方の改良技術交換の条件が不平等である場合。これには一方が自ら改良した技術を他方に無償で提供することを要求する、相互利益とならない技術譲渡、当該改良技術の知的財産権を無償で独占又は共有することを含む。

(二) 当事者の一方がその他の出所から技術供与側に類似した技術又はそれと競争関係にある技術の取得を制限する場合。

(三) 当事者の一方が市場のニーズに基づき、合理的な方法によって契約の目的である技術を十分に実施することを妨げる場合。これには受け入れ側が契約の目的となっている

技術を実施して生産する製品又は提供するサービスの数量、種類、価格、販売ルート及び輸出先を明らかに不合理に制限することを含む。

(四) 受け入れ側に、技術の実施に不可欠ではない付帯条件を受け入れるよう要求する場合。これには必要ではない技術、原材料、製品、設備、サービスの購入及び不必要な人員の受け入れを含む。

(五) 技術受け入れ側の原材料、部品、製品又は設備等の購入ルート又は購入先を不合理に制限する場合。

(六) 技術の受け入れ側が契約の目的である技術の知的財産権の有効性に対する異議申し立てを禁止する又は異議申し立てに条件を付ける場合。

第十一条 技術契約が無効又は取消された後、技術開発契約の研究開発者、技術移転契約の譲渡人、技術コンサルティング契約及び技術サービス契約の受託人が既に約定した義務の全て又は一部を履行し、且つ相手側に契約の無効又は取消の瑕疵がある場合、その既に履行された部分について受けるべき研究開発費や技術使用費、コンサルティングサービス提供の報酬に対して、人民法院は相手側の原因によって契約の無効又は取消によって生じた損失と認定することができる。

技術契約が無効又は取消された後、契約履行により完成された新たな技術成果又は第三者の技術成果に基づいて完成された後、引き続き技術改良を行った技術成果の権利帰属及び利益分配について、当事者が新たに協定で定めることができない場合、人民法院は技術成果を完成させた一方に享有するよう判決で命じることができる。

第十二条 契約法第三百二十九条の規定に基づき、他人の技術秘密を侵害する技術契約が無効であると認定された後、法律、行政法規に別途規定がある場合を除き、当該技術秘密を善意で取得した一方の当事者は、その取得時の範囲内で、引き続き当該技術秘密を使用することができる。但し、権利者に対して合理的な使用費を支払うと共に秘密保持義務を負わなければならない。

当事者双方の悪意による共謀、又は当事者の一方が他方当事者が権利侵害を行っていること知りながら又は知りえる状態にもかかわらず契約を締結又は履行した場合、共謀による権利侵害にあたり、人民法院は権利の侵害者が連帯賠償責任及び秘密保持義務を負う旨、判決で命じなければならない。これによって、技術秘密を取得した当事者は当該技術秘密を引き続き使用してはならない。

第十三条 前条第一項の規定に基づいて、技術秘密を引き続き使用することができる者と権利者の間で使用費支払いに関する紛争が発生した場合、当事者のいずれもが人民法院に処理を請求することができる。技術秘密を引き続いて使用するが使用費の支払いを拒絶する場合、人民法院は権利者の請求に基づいて使用者にその使用停止を判決で命じることができる。

人民法院が使用費を確定する場合、権利者が当該技術秘密を対外的に許可する際の通常の使用費又は使用者が当該技術秘密の取得に支払った使用費に基づき、また当該技術秘密の研究開発コスト、研究成果の移転、応用レベル、使用者の使用規模、経済収益等の要素を考慮して合理的に確定することができる。

人民法院は使用者が技術秘密を引き続き使用するか否かに関わらず、権利者に対して既使用了期間の使用費を支払うよう判決で命じなければならない。無効となった契約の譲渡人に対して、使用者が支払った使用費は、譲渡人が返還の責任を負うものとする。

第十四条 技術契約の対価、報酬、使用費について、当事者間で約定がない又は約定が不明確である場合、人民法院は以下の原則に基づいて処理を行うことができる。

(一) 技術開発契約と技術譲渡契約については、関係する技術成果の研究開発コスト、先進性、実施転化、応用レベルに基づき、当事者が享有する権益、負うべき責任、技術成果の経済的効果・収益等に基づいて、合理的に確定する。

(二) 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約については、関連のコンサルティングサービス業務の技術内容、品質、数量、過去にすでに発生及び今後発生が見込まれる経済効果・収益等に基づいて、合理的に確定する。

技術契約の対価、報酬、使用費に非技術性の条項が含まれる場合、項目毎に分けて計算しなければならない。

第十五条 技術契約の当事者の一方が主要な債務の履行を遅延し、督促後 30 日を経過しても依然として履行されておらず、他方の当事者が契約法第九十四条第三号の規定に基づいて、契約の解除を主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

当事者が督促通知に履行期限を付記されており、且つ当該期限が 30 日を超える場合、人民法院は当該履行期限を契約法第九十四条第三号に規定する合理的期限として認定しなければならない。

第十六条 当事者が企業に対して技術成果で出資を行ったが、その権利帰属を明確に約定しておらず、出資を受けた企業が当該技術成果を自己の享有に帰属することを主張した場合、人民法院は通常これを支持しなければならない。但し、当該技術成果の価値及び当該技術が出資額に占める割合が出資者の利益を明らかに不当に損なう場合を除く。

当事者が技術成果の権利帰属について、その比率を約定している場合、共同所有と見なし、その権利使用と利益分配については、共有技術成果に関する規定に基づいて処理を行う。但し、当事者間で別途約定のある場合はその約定に従うものとする。

当事者が技術成果の使用権について、その比率を約定している場合、人民法院は当事者が当該技術成果の実施によって得られた利益の分配比率と見なすことができる。但し、当事者に別途約定がある場合、その約定に従うものとする。

二、技術開発契約

第十七条 契約法第三百三十条にいう「新技術、新製品、新加工技術、新材料及びそのシステム」には当時者が技術契約を結んだ時点ではまだ把握していなかった製品、加工技術、材料及びそのシステム等の技術考案を含む。但し、技術に新規性がない現有の製品の型の改良、加工技術の変更、材料配分の調整及び技術成果に対する検査、テスト及び使用を除く。

第十八条 契約法第三百三十条第四項の規定にいう「当事者間で産業応用価値を有する科学技術成果の実施転化について締結した」技術転化契約とは、当事者間で実用的な価値を有するが未だ工業的な応用が実現されていない科学技術成果（段階的な技術成果を含む）を指し、当該科学技術成果の工業的な応用の実現を目標として、引き続き行う試験、開発、応用等の内容を約定した契約をいう。

第十九条 契約法第三百三十五条にいう「分担して研究開発に参加する」とは、当事者間で約定された計画と分担に基づいて、共同又は個別に担当する設計、加工技術、テスト、試作などの作業を含む。

技術開発契約の当事者の一方が資金、設備、材料等の物質条件を提供するのみ又は補助的な作業を担当するのみで、他方の当事者が研究開発作業を行った場合、委託開発契約に該当する。

第二十条 契約法第三百四十一条にいう「当事者はいずれも使用及び譲渡の権利を有する」には、当事者が相手側の許可を得ずに自ら使用する又は普通使用許諾の形式で第三者に技術秘密の使用を許諾し、これによって得た利益を独占する権利を有することを含む。一方の当事者が技術秘密の成果の譲渡権を他人に譲渡する又は独占もしくは排他的使用許諾の形式で第三者に技術秘密の使用を許諾し、他方当事者の同意又は追認を経ていないものについては、当該譲渡又は許諾行為を無効と認定する。

第二十一条 技術開発契約の当事者が契約法の規定又は約定に基づいて自ら特許を実施又は技術秘密を使用した、単独での実施又は技術秘密使用の条件を具えていないために、普通許諾の形式で第三者に実施、使用させた場合、これを許可することができる。

三、技術譲渡契約

第二十二条 契約法第三百四十二条に規定する「技術譲渡契約」とは、合法的に技術を有する権利者（その他の対外的に技術譲渡の権利を有する者を含む）が、現有の特定の特許、特許出願、技術秘密に係る権利を第三者に譲渡又は第三者に実施或いは使用を許諾するために締結した契約をいう。但し、研究開発予定の技術成果又は特許、特許出願又は技術秘密に係らない知識、技術、経験、情報について締結した契約を除く。

技術譲渡契約における、譲渡人が譲受人に技術を実施するための専用設備、原材料の提供又は関連の技術コンサルティング、技術サービス提供に関する約定は、技術譲渡契約の一部に該当する。これによって発生した紛争は技術譲渡契約に基づいて処理する。

当事者が技術を以って投資を行うことで共同経営契約を締結したが、技術出資者が共同経営の経営管理に参加せず、且つ最低限度額保証条項で共同経営又は共同経営の相手側がその技術代金又は使用費の支払いを約定した場合は技術譲渡契約とみなす。

第二十三条 特許出願権譲渡契約の当事者が、特許出願の拒絶又はみなし取下げを理由として契約の解除を請求し、当該事実が特許法第十条第三項に規定する特許出願権譲渡の登録を行う前に発生した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。譲渡の登録後に発生した場合はこれを支持しない。但し、当事者に別途約定がある場合を除く。

特許出願権譲渡契約の成立の際に、未公開の同様の発明創造が先行して特許出願を行ったために特許出願が拒絶され、当事者が契約法第五十四条第一項第二号の規定に基づいて契約の変更又は取消を請求した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

第二十四条 特許権譲渡契約又は特許出願権譲渡契約の締結前に、譲渡人が既に実施した発明創造で、契約の発効後、譲受人が譲渡人に実施を中止するよう請求した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。但し、当事者間で別途規定がある場合を除く。

譲渡人と譲受人の間で締結した特許権、特許出願権の譲渡契約は契約成立前に譲渡人が

第三者と締結した関連の特許実施許諾契約又は技術秘密譲渡契約の効力に影響を及ぼさない。

第二十五条 特許実施許諾には以下の方法を含む。

(一) 独占実施許諾とは、譲渡人が約定で特許の実施を許諾した範囲内で、譲受人に当該特許を独占的に実施させることを許諾し、譲渡人は約定に基づき、当該特許の実施ができなくなるもの。

(二) 排他的実施許諾とは、譲渡人が約定で許可した特許実施の範囲内で、当該特許を譲受人に独占的に実施を許諾するが、約定に基づいて、自らも当該特許を実施することができるもの。

(三) 普通実施許諾とは、譲渡人が約定で特許の実施を許諾した範囲内で、当該特許を第三者に実施許諾し、且つ自らも当該特許を実施することができるもの。

当事者間で特許実施許諾方法に約定がない又は約定が不明確である場合、普通実施許諾とみなす。特許実施許諾契約で、譲受人が第三者に再び特許の実施許諾をすることができる旨約定している場合、当該許諾は普通実施許諾と見なす。但し当事者間で別途約定がある場合を除く。

技術秘密の使用許諾方法については、本条第一項、二項の規定を参照して確定する。

第二十六条 特許実施許諾契約の譲渡人は、契約の有効期間内に、特許権の有効性を維持する義務を負う。これには、法定年間特許料を支払い、第三者が申し立てた特許無効請求に積極的に対応することを含む。但し、当事者に別途約定がある場合を除く。

第二十七条 排他的実施許諾契約の譲渡人で、その特許を単独で実施する条件を具えておらず、普通許諾の方法で第三者に特許の実施を許諾した場合、人民法院は譲渡人が自ら特許を実施するものと認定することができる。但し、当事者に別途規定がある場合を除く。

第二十八条 契約法第三百四十三条にいう「特許の実施又は技術秘密の使用範囲」には、特許実施又は技術秘密の使用にかかる期間、地域、方法、技術秘密に接する人員等を含む。

当事者間の特許の実施又は技術秘密使用期間について約定を行っていない又は約定が不明確な場合、譲受人は特許の実施又は技術秘密の使用については期間の制限を受けないものとする。

第二十九条 契約法第三百四十七条に規定する技術秘密譲渡契約において譲渡人が負う「秘密保持義務」とは、その特許出願について制限を行うものではない。但し、当事者間で譲渡人が特許出願をできない旨約定した場合を除く。

当事者間で特許出願する技術成果について締結した使用許諾契約は、特許出願公開前においては、技術秘密譲渡契約の関連規定を適用する。発明特許出願が公開されてから権利付与される前までは、特許実施許諾契約の関連規定を適用する。権利付与後は、従来の契約は特許実施許諾契約とし、特許実施許諾契約の関連規定を適用する。

人民法院は、当事者が特許出願を行っているが、まだ権利付与されていない技術について、特許実施許諾契約を締結したことを理由に、当該契約を無効と認定しないものとする。

四、技術コンサルティング契約及び技術サービス契約

第三十条 契約法第三百五十六条第一項にいう「特定技術プロジェクト」には、科学技術と経済・社会の協調的発展に関するソフト面での科学研究プロジェクト、科学技術の進歩と管理の現代化を促進し、経済的・社会的収益を向上させる等の科学知識と技術方法を用いて調査、分析、論証、評価、予測を行う専門的な技術プロジェクトを含む。

第三十一条 当事者が技術コンサルティング契約の受託者が行う調査研究、分析論証、テストなどに必要な費用の負担について、約定がないか又は約定が不明確な場合、受託者が負担するものとする。

当事者が技術コンサルティング契約の委託者に提供した技術資料及びデータ又は受託者が提出するコンサルティングの報告・意見について、秘密保持義務を約定しておらず、当事者の一方が引用、発表又は第三者に提供した場合、契約違反行為とは認定しない。但し、他方当事者が享有する合法的な権益を侵害した場合、法に基づいて、民事責任を負わなければならない。

第三十二条 技術コンサルティング契約の受託者は、委託者が提供した資料、データ等に明らかな間違い又は不備があることを発見し、合理的な期間内に委託者に通知しなかった場合、委託者の提供した技術資料、データ等を承認したものとみなす。委託者が受託者の補足通知を受領後、合理的な期間内に返答をせず、且つ補足・訂正も行わなかった場合、生じた損失は委託者が負担するものとする。

第三十三条 契約法第三百五十六条第二項にいう「特定技術問題」には、専門的な技術に関する知識、経験、情報を用いて解決する製品構造の改良、改良加工技術の工程、製品の品質向上、製品のコスト削減、資源・エネルギーの消費削減、資源環境の保護、安全な操作の確保、経済・社会収益の向上等に関する専門的な技術問題を含む。

第三十四条 当事者の一方が技術譲渡の名目で、既に公共の領域に属している技術を提供する又は技術譲渡契約の履行過程で契約目的の技術が公共の領域に属しているが、技術供与側の技術指導、技術知識の伝授、他方当事者の特定の技術的問題を解決し、約定の条件に合致する場合、技術サービス契約に照らして処理を行い、約定した技術譲渡費は技術サービス提供の報酬及び費用と見なすことができる。但し、法律や行政法規に別途規定がある場合は除く。

前項の規定に基づいて、技術譲渡費を技術サービス提供の報酬及び費用と見なすことが明らかに不合理な場合、人民法院は当事者の請求に基づいて、合理的に認定することができる。

第三十五条 当事者間で技術サービス契約の受託者が提供するサービスに必要な費用の負担について、約定がないか又は約定が不明確な場合、受託者が負担するものとする。

技術サービス契約の受託者が、委託者の提供した資料、データ、サンプル、材料、場所等の作業条件が約定に合致しないことを発見し、合理的な期間内に委託者に通知しなかった場合、委託者の提供した業務条件を認めたものとみなす。委託者が受託者の補足修正通知を受領した後、合理的な期間内に回答且つ補足・修正を行わなかった場合、生じた損失は委託者が負担するものとする。

第三十六条 契約法第三百六十四条に規定する「技術研修契約」とは、当事者の一方が

他方当事者に、指定した研修生に対して行う特定項目の専門技術トレーニング及び技術指導を委託することを定めた契約を指し、職業トレーニング、文化学習、業界、法人又はその他の組織の計画に基づいて従業員の余暇に行う教育は含まない。

第三十七条 当事者間で、技術研修に必要な場所、施設及び試験条件等の業務条件の提供及び管理責任について、約定がないか又は約定が不明確な場合、委託者がその提供と管理の責任を負うものとする。

技術研修契約の委託者が派遣した研修生が約定の条件に合致せず、研修の質に影響を及ぼす場合、委託者は約定に基づき、報酬を支払うものとする。

受託者が手配した教員が約定した条件に合致せず、研修の質に影響を及ぼす又は受託者が計画と項目に則った研修を行わないため、約定した研修目的を実現することができない場合、報酬を減額又は免除しなければならない。

受託者が、研修員が約定した条件に合致しないことを発見又は委託者が、教員が約定した条件に合致しないことを発見し、合理的な期間内に相手側に通知しない又は通知を受領した側が合理的な期間内に約定に基づいて再度人員を派遣しなかった場合、履行義務を負う当事者が相当する民事責任を負わなければならない。

第三十八条 契約法第三百六十四条に規定する「技術仲介契約」とは、当事者の一方が知識、技術、経験、情報等を以って、他方当事者が第三者と技術契約を締結するための連絡、紹介及び契約の履行について、専門的なサービスを提供することを定めた契約を指す。

第三十九条 仲介者が仲介活動に従事する費用とは、仲介者が委託者と第三者間で技術契約を締結する前に行った連絡、紹介において支出した通信、交通及び必要な調査研究等で費やした費用をいう。仲介者の報酬とは、仲介者が、委託者と第三者が技術契約を締結し、当該契約の履行のためにサービスを提供することで得べき収益をいう。

当事者間で、仲介者が仲介活動に従事する際の費用負担について、約定がない又は約定が不明確な場合、仲介者が負担するものとする。当事者が、委託者が当該費用を負担する旨約定したが、具体的な金額又は計算方法について定めていない場合、委託者は仲介者にその活動に従事する上で支出した必要な費用を支払うものとする。

当事者間で、仲介者の報酬金額について約定がない又は不明確な場合、仲介者の行った実務に基づいて合理的に確定し、且つ委託者が負担しなければならない。委託者と第三者間で締結した技術契約の中で仲介条項について約定を設けているが、仲介者に報酬を支払う旨約定されていないか又は不明確な場合、仲介者に支払うべき報酬は委託者と第三者が均等に負担するものとする。

第四十条 仲介者が委託者と第三者間における技術契約の成立を促進していない場合、仲介者からの報酬支払請求については、人民法院はこれを支持しない。仲介活動に従事する上で必要な費用の支払いについて、仲介者が委託者に請求を行った場合、人民法院はこれを支持しなければならない。但し、当事者間で別途規定がある場合を除く。

仲介者が技術契約の締結に関する重要な事実を隠匿し、又は虚偽の状況を提供することで委託者の利益を侵害した場合、情状に基づいて、報酬を免除し、且つ損害賠償責任を負わなければならない。

第四十一条 仲介者が委託者と第三者間の技術契約の無効又は取消について過失がな

く、且つ当該技術契約の無効又は取消が関係する仲介条項に影響を及ぼさない又は技術仲介契約が引き続き有効であって、仲介者が約定又は本解釈の関係規定に基づき、仲介活動に従事する費用及び報酬の給付を請求する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

仲介者が受領する仲介活動に従事する費用及び報酬とは、委託者と第三者間の技術契約紛争における一方の当事者の損失と見なしてはならない。

五、技術契約紛争の審理に関する手続の問題

第四十二条 当事者が技術契約とその他の契約内容又は異なる種類の技術契約内容を一つの契約において定めている場合、当事者間で争議となっている権利、義務内容に基づき、事件の性質及び事由を確定しなければならない。

技術契約の名称及び約定の権利義務の関係が一致しない場合、約定の権利義務内容に基づいて、契約の種類及び事由を確定しなければならない。

技術譲渡契約で、譲受人が契約目的の技術を実施して製造した製品を譲渡人が責任をもって販売する又は買取りを約定したにもかかわらず、当該販売又は買取り義務を不履行或いは全てを履行することができないことが原因で発生した紛争で、技術問題に関係しない場合、販売又は買取条項で約定した権利義務内容に基づいて、案件事由を確定しなければならない。

第四十三条 技術契約紛争事件は通常、中級以上の人民法院が管轄する。

各高級人民法院は、それぞれの管轄区域の実状に基づき、最高人民法院の批准を経て、若干の基層人民法院を技術契約紛争事件の一審の管轄を行うよう指定することができる。

その他の司法解釈で技術契約紛争事件の管轄について、別途規定があるものはその規定に従うものとする。

契約に技術契約の内容のみでなく、その他の契約内容が含まれており、当事者が技術契約の内容及びその他の契約内容の両方について争議が発生した場合、技術契約紛争事件の管轄権を有する人民法院がこれを受理するものとする。

第四十四条 一方の当事者が、係争中の技術契約が第三者の技術成果を侵害しているとして、契約無効の確認請求を行う場合、又は人民法院が技術契約紛争の審査において当該無効事由が存在する可能性を発見した場合、人民法院は法に基づいて関係する利害関係者に通知しなければならないが、独立の請求権を有する第三者として訴訟に参加させ、又は法に基づいて管轄権を有する人民法院に別途訴訟を提起させることができる。

利害関係者が通知受領後 15 日以内に訴訟を提起しない場合は、人民法院の事件に対する審理に影響を及ぼさないものとする。

第四十五条 第三者が契約の目的である技術について、技術契約の紛争事件を受理した人民法院に権利帰属又は権利侵害の請求を提起し、受訴人民法院がこれについて管轄権を有する場合、権利帰属又は権利侵害紛争と契約紛争を併合して審理することができる。受訴人民法院がこれに対して管轄権を有さない場合、その管轄権を有する人民法院に別途、訴訟を提起するよう通知するか又は既に受理した権利帰属又は権利侵害紛争事件の管轄権を有する人民法院に移送しなければならない。権利帰属又は権利侵害紛争が別事件として受理された後は、契約紛争についてはその訴訟を中止しなければならない。

特許実施許諾契約の訴訟において、譲受人又は第三者が専利復審委員会に特許の無効を請求する場合、人民法院は訴訟を中止しなくてもよい。事件の審理過程において、特許が無効宣告を受けた場合、中国特許法第四十七条第二項及び第三項の規定に基づいて、処理するものとする。

六、その他

第四十六条 集積回路配置図設計、植物の新種の使用許諾及び譲渡等の契約に関する争議について、関係する行政法規に別途規定がある場合、その規定を適用する。規定がない場合は、契約法総則の規定を適用し、且つ契約法第十八章及び本解釈の関係規定を参照して処理することができる。

コンピュータソフトウェアの開発、使用許諾及び譲渡等の契約に関する争議について、著作権法及びその他の法律、行政法規に別途規定がある場合、その規定に従うものとする。規定がない場合は、契約法総則の規定を適用し、且つ契約法第十八章及び本解釈の関係規定を参照して処理することができる。

第四十七条 本解釈は 2005 年 1 月 1 日から施行する。